

Title	嘉永七年「用金上納帳」にみる江戸の商業地：江戸の"地域と商業"(2)
Sub Title	On the commercial block of Edo City through on offering notebook in 1854 : a case study of community and commerce of city (2)
Author	戸沢, 行夫(Tozawa, Yukio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1985
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.54, No.4 (1985. 5) ,p.1(273)- 25(297)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19850500-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

嘉永七年「用金上納帳」

にみる江戸の商業地

——江戸の“地域と商業”(2)——

戸 沢 行 夫

はじめに

近世都市としての江戸の発足は、天正十八年（一五九〇）の徳

川家康の関東入国以来、その当初から徳川家の城下町としての都
市建設を基盤にしてきた。

この城下町としての江戸の市域拡大は、家康が将軍職に就いた
慶長期、その後の寛永期には参勤交替制の実施など、江戸幕府と
しての支配行政の全国的な拡大と浸透を機会に、文字どおり日本
の首都へと成長していった。また、明暦大火後の江戸の新たな再
建も、かつての城下町としての性格をふまえながら、明らかに首
都としての都市建設が優先されている。

そこで注目すべきは地域空間としての江戸市域の拡大整備のみ
ならず、支配行政のうえでの市域拡大であり、具体的にはたびた
び実行された町奉行支配地の拡大偏入である。そのように首都と

しての江戸が具体的に意識され、それが幕府の施策のなかでもつ
とも重要視されてくるのは、八代将軍吉宗の登場による享保改革
においてであろう。

とくに能吏として知られる大岡越前守忠相の町奉行への登用
は、江戸の都市政策として種々の実態調査をふまえて、その内部
構造にまで迫ったという意味において、ひとつの一画期となつた。
町名主の直接掌握、番組制の実施、各種の株仲間結成と会所の設
立等々の新しい施策には、活力に充ち、しかもさまざまに混沌と
した都市居住民の実情把握と実効のある都市行政が一貫して強く
意図されていたのである。

その後、幕府の施策がつねに都市と農村のいづれかに比重を置
きながらも、それぞれを視野に据え、江戸の町方支配行政につい
ては、幕末に至るまで、基本的に大きく変質していない。しかし、
士農工商の四民が散々に混在し、膨張しつづける大都市、江戸の

成長は、すでに幕府の支配行政とは異質な新しい江戸町人のエネルギーを醸成させたいた。そこでは消費的階層としての武士層への経済的依存から相対的に離脱した江戸町人たちが、なお地縁的な結合¹相互依存関係を維持しながら、徐々に自律的な商業活動への展開をみせていた。と同時に、同じ町人身分のなかにも階層の細分化を内在させていたのである。

彼ら江戸町人の実態はいかなるものであつたろうか。陽光もあたらない裏長屋にその日暮しの生活を営む都市下層民の群れ。彼らは彼らのみでは存在しえず、一方には寄生すべき相應に富裕な町人層の存在があつたはずである。

このように種々の職業に携わる町人たちが複雑に錯綜混在する江戸の都市的様相こそが、実は維新へ向けて急転回する民衆のエネルギーを内在させていったと思われる。それはすでに農村においても潜在的に醸成されていたものであり、とくに江戸の周縁をなす関東農村と呼応するエネルギーとしても注目される。

この小論に登場する江戸町人たちは、いわゆる「持丸長者」とも呼称すべき一定に富裕な商人層である。しかし、彼らの江戸市中における存在形態を把握することは、実はとりもなおさず一方で都市細民層の在り様を知るうえでの一助ともなろう。

なお、この小論は現在進行中の共同研究「幕末期・江戸市中における商人の地域分布とその存在形態に関する実態調査——特に、業種と居住形態との関連において——」のいわば予備的なボーリング調査としての試論の意味をもつてている。

さて、江戸幕府の町人（主として商人）に対する御用金の申渡は、嘉永七年以前にもおもに江戸、大坂、京都の三都町人を対象にしてたびたび行われてきた。とくに文化十年、天保十四年兩度の御用金の申渡はよく知られるところである。また、三都以外でもとくに幕府の直轄になる村々に対する御用金の申渡もみられ、その傾向は幕末期に至って次第に頻繁になつてきている。⁽³⁾

一、用金上納者の市中分布

この小論でおもに利用する『用金上納帳』は、年記が嘉永七年（一八五四）とあり、現在国立国会図書館の所蔵になる旧幕府引継書類の一部をなすものである。

全四冊からなる『用金上納帳』（以下『上納帳』と略す。）にみる記載事項は(1)上納金負担者、すなわち上納者の屋号と名前、(2)上納者の住所、(3)上納金額（分割上納の場合には各分割金額）、(4)上納年月日（分割の場合には毎年月日）の四項目をおもな記事としている。⁽¹⁾

また、右の『上納帳』の他に、やはり同時期に諸問屋再興調の一環として作成され、同様に旧幕引継書類のうちにおさめられている『諸問屋名前帳』（以下『名前帳』と略す。）をも併用した。⁽²⁾

以上、同時期の二つの史料、『上納帳』と『名前帳』とを利用、照合することで、後述のように上納者の居住形態や業種等々との関連についても視野を広げることが可能となる。そうすることでも幕末期の江戸町人、とくに商人たちの存在形態の概要を江戸の地域社会との関連において把握してみたい。

本来、幕府の申渡す御用金は、いわば幕府側の一種の臨時的な借財であり、町人や農民にとって、それはあくまでも恭順的な醜出となつた。それゆえに御用金は、本来ある一定の期限をもつて返済されるべき性質のものであつた。そして、このような関係のうちに幕府の財政窮乏化とともに、民衆支配における支配と恭順の一端がうかがえよう。

このように御用金の申渡には、すでに幕府財政の慢性的な窮乏化が背景になつてゐた。しかし、御用金の申渡には、その度ごとに種々の具体的な理由が付いてゐる。なかには窮民御救、海防対策などもみられるが、多くは城郭の増築、修理、改修等の費用に当てられている。とくにたびたびの火災類焼、災害等とともに造営費用に当てられることがもつとも多かつたようである。

嘉永七年の御用金の目的については、「上納帳」には具体的な記載がみられず、必ずしも史料的に明らかではない。ただ、この申渡がとくに江戸町人を対象にしていたことを勘案すれば、ペリー来航を契機とする幕府の諸外国へ対する危機感が誘因になつてゐたと思われる。そして、安政元年（嘉永七年は實際には十一月二七日(5)に改元）五月二十五日の年記による次のような申渡が出てゐる。

近來打続物入重り、就中海防御手當御台場御普請殊ニ禁裡炎上ニ付而ハ、尚又莫大之御入用高、一時ニ御輻湊ニ付、為御融通、身柄相應之町人共御用金被仰付候、追々当人呼出しシ申渡候

幕末期に至つて、幕府の財政窮乏を打開する諸政策は思うように実効をあげず、また世情の物価高騰もいつこうに変わらず、さ

らにペリー来航に象徴される外患の脅威は、幕府にとって大きな強迫観念となつてゐた。そして、さらに追打ちをかける禁裡の炎上焼失。その造営金調達を企図したのがこの時の御用金の主要な目的となつてゐる。そこで具体的な対象となつたのが、江戸市中にある「身柄相應之町人」たちであつた。そして、彼らこそがこの当時経済的にも富裕な立場にある江戸の有力な商人層に他ならなかつたのである。

このように御用金への依存度の大きい幕府財政は、前年の嘉永六年にも同様の主旨をもつて幕府の直轄支配になる村々に対しても御用金の上納を申渡している。そこでは「外寇之儀は國家之大患有候」と認識され、「國家之安危ハ四民之患」と説かれ、「防禦筋に於ては四民共力を尽し可申儀に付、御料所村々之内にも、右体不容易筋も会得致」「銘々力に及び候丈け自力に応じ、右御入用之内江戸納金可致」との差し迫つた危機感を訴える文面がみられた。(6)

以上からも明らかかなように、嘉永七年の江戸町人に対する御用金の企図は、急迫する内外の危機感を「四民之患」として、いわば国民全體が請負うべきものとするところにあつた。上納金額については、幕府側から一方的に申渡されるのが常であるが、多少の下交渉により両者に差があつたと思われる。しかし、結局はほぼ幕府側の申渡す金額に落着したようである。

嘉永七年の場合、幕府側から江戸町人へ實際どの程度の金額が申渡されたか明らかではない。しかし、最終的に各上納者と金額が確定し、それを記載したものがこの『上納帳』であろう。そして、彼ら町人たちは、幕府側からも「身柄相應之町人」として認

別表(1) 御用達商人の上納金

商 人 名	御 用 向	1回目	2回目	3回目	総 額
三谷三九郎	御勘定所御用達	2,000	2,000	1,000	5,000
鹿嶋清兵エ	"	2,000	1,500	1,500	5,000
三村清左エ門	"	1,000	1,000	1,000	3,000
川村伝左エ門	"	500	500	2,000	3,000
鈴木重兵エ	"	600	700	700	2,000
森川五郎右エ門	"	500	500	1,000	2,000
本庄吉兵エ	"	500	500	1,000	2,000
芹川六兵エ	町方御用達	600	400	500	1,500
永岡儀兵エ	"	1,000	1,000	1,000	3,000
村越庄左エ門	"	1,000	1,000	1,000	3,000
鹿嶋利右エ門	"	1,000	1,000	1,000	3,000
仙渡太郎兵エ	"	1,000	1,000	1,000	3,000
染屋次助	町方御用達並	700	600	700	2,000
三井次郎右エ門	為替御用達	1,000	1,000	1,000	3,000
三井三郎助	"	1,000	1,000	1,000	3,000
三井元之助	"	1,000	1,000	1,000	3,000
竹川彦太郎	為替拾人組	1,000	1,000	1,000	3,000
嶋田八郎左エ門	"	1,000	1,000	1,000	3,000
小野善助	"	1,000	1,000	1,000	3,000
橋本清右エ門	米方御用達	200	200	200	600
				合計	56,100
				(全総額の16.8%)	

えよう。史料の制約上、人數的には限定されるが、上納者たちは種々の業種に就き、その地域的分布も市内全域にわたって広範に存在している。また、経済的に富裕な町人層は、当時の江戸市中の各所において、有力な商人層を形成することになった。そして、江戸の活発な商業活動は、実質的に彼ら上納者たちによって担われていたと言つても過言ではなかつたのである。

次で『上納帳』の内容を具体的に検討してみよう。

まず、各上納者の醸出した上納金の金額をみると、その額は五〇両から五〇〇〇両までの間、種々にわたつてゐる。その金額はたとえ彼らが当時の江戸を代表する富裕な町人たちであるにしてもかなりの高額であった。また、上納金は原則として返済されるとの前提があつたとしても、彼らは経験的にその点には疑念を抱いており、ましまではやかつてのような特権付与も期待しない時機にあつた。それだけに、御用金を新たに請負うことは、実際にはかなりの

識され、期待された者たちであった。⁽⁷⁾

すなわち、この『上納帳』に記載されている上納者たちは、江戸市中につつても、明らかにある程度に富裕な町人層であるとい

うに幕府の財政々策に深い関係をもついわゆる特権的な御用達負担になつたと思われる。

別表(1)は、この『上納帳』に名前をつらねてゐる町人の中でも、

商人たちの上納金額である。各種の御用達商人二〇名が列している。

このうちの為替御用達は、元禄三年（一六九〇）に江戸市中の有力な両替商の中から町奉行によって指命された一二名が起源である。その後、三井家を代表する三人からなる為替御用達を御為替三井組と称し、他の為替拾人組と区別するようになつた。いざれも幕府の公金為替を引請けるような格式の高い特権的な有力商人である。

このように幕府が財政々策のうえで市中の有力商人たちを特権的な御用達商人として大いに重用してくるのは、松平定信の推進した寛政改革においてであった。すなわち、御勘定所御用達は天明八年（一七八八）に、米方御用達は寛政六年（一七九四）の成立である。町方御用達の場合は、これらにやゝ遅れて文化五年（一八〇八）に設置されている。いずれも関与する幕府の財政諸策の分野を異にするが、米価、貨幣、物価、金融、株仲間を中心とする商業政策等々、幕府をさまざまに側面から援助する役割を担う者としてとくに期待された商人たちである。

その後、水野忠邦の天保改革に至つて、株仲間解散令にも象徴されるように、一時は特権商人への依存度は相対的に弛められたが、改革の主目的である物価抑制も十分な成果をみないまま結局はやはり御用達商人への依存を強めることになった。それゆえに、この『上納帳』にみる御用達商人の上納額もかなりの高額に達している。

これら特権商人二〇名を含めた上納者の総人数は一、二八八名

嘉永七年「用金上納帳」による江戸の商業地

にのぼる。その上納金総額は三三三、六七五両にも達している。そのうち右の特権商人の上納金額は五六、一〇〇両にのぼり、全体のほぼ一七%を占めている。有力商人であつても、各人平均一、八〇〇両の上納は、かなりの出費であり、負担であつたと思われる。また、上納にはもともと分割上納も認められているが、右の御用達商人たちも全員が三回に分納しており、その過重な負担がうかがい知れよう。

ちなみに分割上納の仕法は、これら特権商人に限らず、他の一般の上納者にもみられ、その多くが二回あるいは三回にわたって分納している。その人数は金額にもよるが、全体の八〇%以上の人々が分割上納している。また、期間は嘉永七年六月から翌年、すなわち改元をはさんで安政二年三月までのほぼ九ヶ月程の間に完納された。

このように幕府に密着し、その諸政策の具体的な実現に努めた特権的な御用達商人たちは、幕府から見返りとして何らかの特権付与を期待できるゆえに御用金の申渡があれば、むしろ率先して上納を申し出る立場にあつたといえよう。

次に、右の御用達商人を除いた、いわば一般商人の一、二六八名についてみよう。彼らも先の特権商人たちに比して、格式は異なるけれども、やはり市中の富裕な商人層であることでは同様である。別表(2)は一般商人の上納者たちをその金額と区域ごとに分類して、市中における分布状態をみたものである。

ここで区域とするのは、幕府の国産獎励とともに全国的な地誌調査が行われ、その一環ともなつたわば江戸市中の地誌であ

る文政十一年（一八二八）の『御府内備考』と『町方書上』の分類に従つた⁽⁸⁾。この分類の確かな根拠は不明であるが、ここでの区域とはおそらくある一定の行政的に自律性を備えもつた地域的な範囲として想定できるものではなかろうか。

また、江戸の中心をなすいわゆる御曲輪内の町人地については『町方書上』に記載を欠くため、『御府内備考』のうちの「御曲輪」内之六」をこれに当て、その小割を区域とした。その結果、別表のように曲輪①～⑧までの区域に分割でき、そのうち実際に上納者の居住する町々は左記の通りである。

曲輪① 日本橋川筋より北の方、神田堀内に属する。（本町、室町、本石町、本銀町、小網町、小舟町、堀江町、堀留町、小伝馬町、大伝馬町、通油町、富沢町、本船町、伊勢町、元浜町、本両替町、通旅籠町、瀬戸物町、田所町、新大坂町、元大坂町、長谷川町、品川町裏河岸、駿河町、新和泉町、北鞘町、鉄砲町、住吉町、金吹町、新材料町）

曲輪② 神田堀より東の方、両国辺に属する。（通塩町、横山町、橋町、馬喰町、久松町、米沢町、橋本町、村松町）

曲輪③ 神田堀より北の方、神田川内に属する。（須田町、三河町、紺屋町、多町、永富町、連雀町、塗師町、鎌倉町、佐柄木町、九軒町、久右エ門町、柳原岩井町、鍛冶町、岩本町、堅大工町、本銀町、新銀町、元乗物町、松枝町、三嶋町、富松町元地、竜閑町元地、平永町、道有屋敷）

曲輪④ 日本橋川筋より南の方、京橋川筋内に属する。（通一丁目、南伝馬町、本材木町、呉服町、佐内町、南鍛冶町、

大鋸町、青物町、元大工町、万町、五郎兵工町、轉正町、松川町、数寄屋町、新右エ門町、因幡町、南塗師町、南楨町、北紺屋町）

曲輪⑤ 京橋川筋より南の方、新橋川筋内に属する。（三拾間堀町、尾張町、新両替町、木挽町、南鍋町、竹川町、出雲町、元数寄屋町、八官町、内山町、弥左エ門町、西紺屋町、山下町、瀧山町、弓町）

曲輪⑥ 茅場町より本八町堀辺および鉄炮洲迄。（南茅場町、本八町堀町、南八町堀町、本湊町、船松町、松屋町、上柳原町、南小田原町、岡崎町、北嶋町、坂本町、明石町、龜嶋町）

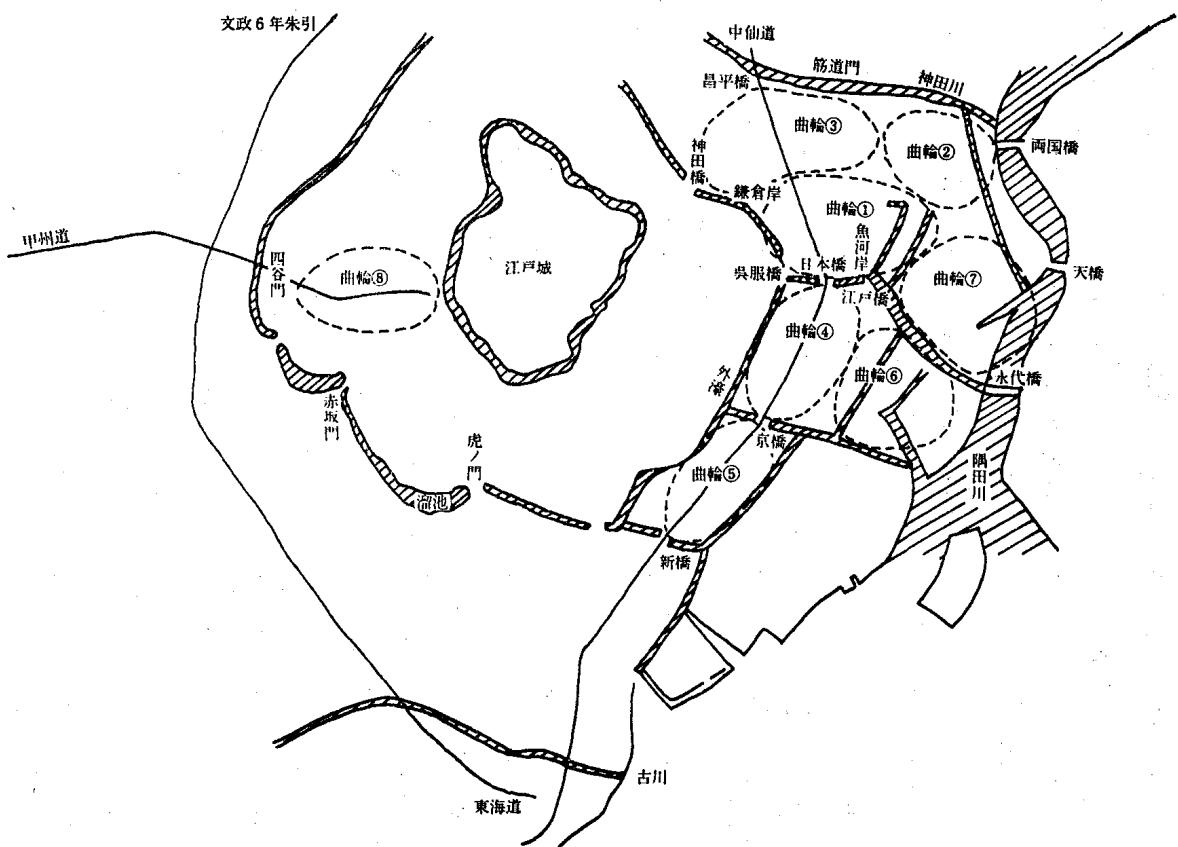
曲輪⑦ 箱崎町より靈岸島辺。（南新堀町、靈岸島銀町、靈岸嶋四日市町、靈岸嶋町、北新堀町、東湊町、靈岸島長崎町、靈岸嶋岸嶋町、靈岸橋際請負地）

曲輪⑧ 飯田町粂町辺。（元飯田町、麹町、麹町谷町、麹町山元町）

以上が『御府内備考』の示す曲輪内の区域の範囲とその町々であるが、曲輪⑧を除いては、ほぼ地理的に連続した一帯である。小論では今のところこれらの区域割の根拠を必ずしも明確にできないが、今後の研究の進行上、一定に現実的な行政支配を想定しうるものとして仮設しておいた。

さて、右のような区域割は、この『上納帳』では実際のところ別表(2)のごとく、市中の三三区域に上納者が散在分布していることが判明した。また、それらを方角に従つてまとめ、数区域からなる四つの地域として便宜的に設定してみた。なお、別図(1)はと

別図(1) 江戸商業地の概略図



くに小論で対象とする曲輪地域の概略図である。

以上の区域を念頭において、先の御用達商人を除いた一般商人の上納者の区域分布からその特徴をみると、まず曲輪①が他にして群を抜いて上納者数が多い。その人数は二六八名に達する。次に人数のうえでは浅草の一六名、さらに地理的に曲輪①の繞きをなす曲輪④の一〇名が他の区域に比して多い。続いて上納者数だけをみると、曲輪③、曲輪⑤、曲輪②、芝、深川、曲輪⑥、曲輪⑦の順で十位までをあげることができる。

こうみると、曲輪⑧を除いた曲輪①と⑦までの地域にかなり多くの上納者が集住存在している事がわかる。同じ曲輪内とされながらも、曲輪⑧の区域は他とは地理的に隔った位置にあり、この一帯からハズれる。

また、これらを地域レベルでみると、曲輪内の人数は全体のほぼ六十%に当たる。ちなみに、その上納金額も一八五、二三〇両と総額の約六七%を醸出上納していることになる。

このように、曲輪⑧を除いた曲輪内の地域一帯は、江戸の町人地の中でも中核をなす商業地とみることができる。そこは日本橋を中心とした日本橋通りに貫かれ、北へは中仙道と奥州道へと結び、南には新橋・芝を経て品川宿へと結ぶ東海道へと連なる。このように市中の主要幹線道路が南北に縦貫する曲輪内の一帯は、幕府の都市政策はもとより、その地理的条件からも早くから繁華な江戸の商業地を形成する要件を備えていたといえよう。

しかし、上納者数の多い区域が必ずしもそのまま上納金額でも比例して多いわけではない。曲輪①については、人数と金額がそ

のままスライドしている。その金額は他と比較しても著しく多く、その割合は総額の約三三%を占めていた。次に多額なのは曲輪④であり、三六、一一〇両の醸出となり、両区域では一人平均約三三〇両の上納金を納めたことになる。

また、人数では二位にある浅草は、金額では三位にあり、平均二五五両の上納である。そして、金額の面で注目すべき区域は深川であろう。ここに上納者数六七名は八位に相当するが、納めた金額は一七、八二五両とかなり高額となり四位であった。

このような上納者の人数及び金額にみる分布の特徴は、後述のようにその区域に内在する町々の特殊性、立地条件や居住する商人の業種や居住形態などの内部構造と大いに関係してくる。それはまた上納者たちの商業活動の在り様を基底において特徴づけることにもなった。

次に、個々の上納金額をみると、先の特権商人を除けば、五〇両から三、七〇〇両の高額まで種々にわたって分布がみられる。人數的には、最低額の五〇両が四〇九名で三二%にのぼり、一〇〇両までの上納者すでに全体の六二%に達している。そして、八一%を超える者が一〇〇両までの出金である。その一方で、曲輪①のように一〇〇〇両以上の高額上納者が二七名も住む区域もみられ、この区域の富裕度をうかがわせる。

この様にみると、御用金の上納についても、町人側に一定の作為があつたものと想定できよう。すなわち、その一つは同業者ごとの株仲間を単位とする場合、二つは各町内を単位とした場合であり、また両者は歴史的に密接に関連している。そこには封建的な社会組織を基盤とする商人たちの行政支配に対応するひとつの共同体的結合の現われをみてとれよう。

このように、上納者たちは富裕な商人層ではあつたが、幕府の御用金申渡に積極的に応えるほど経済的な余裕はなかつたと思われる。彼らの多くは日常的に種々の国役、公役を負担している階層であり、そのうえ一種の臨時的な貢租である御用金の出金

は、決して容易ではなかつたはずである。

また、別表(2)をみても明らかのように、金額にはほとんど端数がみられない。幕府の申渡金額が、総額ならまだしも、最初から個々に決められてあつたとは考えにくく、むしろ上納する町人側に金額についての何らかの集団的な作爲なり、下相談があつたのではないか。

な特性は、そのまま一定の限界性を示すが、上納者たちは明らかに曲輪①～⑦の区域に偏在集住している事実が把えられた。そして、その曲輪地域の一帯は、そのまま江戸の商業ばかりか、この国の商品流通を担う有力商人たちの商業活動の基盤として、幕府の首府建設のなかではやくから繁華街を形成していたのである。

山閣刊のものを参照。

(9) 拙稿「八品商としての質屋」(史学五一巻四号) 質屋、古鉄屋など八品商と称される業種は、はやくから江戸市中の取締の末端を担う業種としての性格をもつ。

二、居住形態に関連して

註

- (1) 国立国会図書館・旧幕引継書類のうち。実際には原史料閲覧のうえ、マイクロ・フィルムを利用した。
- (2) (1)と同様のものを利用したが、後述の照合作業においては便宜上、三井文庫蔵「江戸商人名前カーデ」を利用した。
- (3) 先学による御用金の研究としては、幸田成友『日本經濟史研究』(幸田成友著作集・第一巻所収)、大山敷太郎『幕末財政金融史論』、竹内誠「文化年間幕府御用金の実態と背景」(史潮七七)等々参照。
- (4) 償還されるべき御用金を「下け金」「下ヶ戻」と呼称している。三井文庫蔵「江戸御用金被仰付候通達」には「御用金差出候分并此度共仕法相立追而下ヶ金可被仰付候」とある。
- (5) 『徳川禁令考』前編五、三三一〇
- (6) 『日本財政經濟史料』第一巻九五九頁
- (7) 嘉永七年の上納金総額は、この『上納帳』では二二二三、六七五両であるが、『日本財政經濟史料』第五巻所収の記載では二九六、五八〇両となり、両者に差がみられる。小論では基本的に『上納帳』に従った。
- (8) 国立国会図書館蔵・旧幕引継書類のうち。『町方書上』については「三井文庫論叢」第四巻所収のもの、「御府内備考」は雄

前にも触れたように、この『上納帳』に記載されている事項はきわめて限られたものである。また、周知のように、この種の名前帳や名鑑類は、おもに各業種や株仲間ごとにまとめられているのが一般的な形態である。しかし、この帳面での上納者たちは一定の業種に限られることなく、広範に種々の業種を含み、さらに市中全域に分布していること大きな利点を持つといえよう。

この節では右の利点を活かして『上納帳』と同時期に成立した『諸問屋名前帳』と照合することによって得た上納者たちの存在形態をとくにその居住形態との関連において検討してみたい。

併用する『名前帳』には基本的に屋号名前、住所、居住形態が記載されており、各業種・株仲間ごとにまとめられている。また、多少精度に疑問もあるが、場合によっては付記の形で、譲渡や相続、休業、改名なども書き継れており、ある程度までは持株者の変化、移動に関する情報を提供してくれている。

この『上納帳』と『名前帳』の二つの帳面の照合作業は単純ではあるが、なかなかに繁雑をきわめ、厄介な作業であった。照合作業は上納者の住所と屋号名前を手振りにして、基本的に両者が一致した者について抽出してみた。『名前帳』以外で居住や業種等

々を付記している史料は、管見では今のところ文政二年（一八一九）の『十組株帳』及び、明治二年（一八六九）の『東京市中各種問屋組合仲買人書上帳』の二種に限られるようである。両者に⁽¹⁾はそれぞれ前後に若干の時間的ズレはあるが、『名前帳』で不確定なごく少数の者についてこれらを参照した。

右のような照合上の作業手続きを前提にして、上納者の居住形態と業種のいずれかを通じてその存在を確定できたのは、全体の約七〇%にあたる八八七名である。そのうち、居住については八二七名（約六五%）、後述する業種については八四九名（約六七%）が判明している。また、江戸の中心的な商業地とみなされる曲輪①と⑦（⑧を除く）の地域においてはさらに判明の比率が高い。なかでも曲輪①の区域においては、居住について約八五%、業種は約八一%の高率を占めており、このこと自体それぞれに注目される。

ここで先のような分布状況を示す上納者の居住形態について注

目するのは、彼らが身柄相応の江戸町人（商人）として商業活動を営んでいたと予想されるからである。居住形態は後述する業種とも深い関連をもつが、これら商人たちの営業形態やその規模を一定に語るものである。

その居住形態とは、家持（地守）、家主、地借、店借を基本とする。地借と店借については、何らかの理由によって「五人組持」という記載で、一時的ではあるがいわゆる組合共有になっている場合がある。五人組は大和三年（一六八三）に「店借之者も五人組を相定」（『御触書寛保集成』二二四九）として一時は店借にお

いても組織させているが、基本的には家主五人組と言つてよい。そこには出奔、欠落、家出などの行方不明を含め、居住者の移動が激しい都市的要因が働いているものと思われる。その他、記事として目につくのは、株所有者が江戸以外の他国に居住する者の存在である。この場合、『上納帳』では持株主の方が側に付記される形をとり、中央に大書きされているのは「店預り人」あるいは「店支配人」と称するいわば代理人であることが注目される。

右のような居住形態のうち町人として公認され、市中の町政への権利と義務をもつのは、原則として家持層に限られた。家持は自地居住者として自らの家屋敷を所有し、町内自治に参加する権利を有した。と同時に、公役と称して町費あるいは町入費を負担することによって、一人前の町人としての扱いをうけた。そして町人の居住形態が家持であること事態、それは一定に富裕な町人であることを示唆しているといつてよい。その点では彼ら上納者たちも同様に家持層が多いものと予想できよう。

しかし、江戸開府以来の草分町人は別として、幕末期に至って、市中の地主層の多くがもはや家持のように居付（自地）町人＝居住地主とは限らなかつたのである。自らは他町に居住しながら他所に土地を所有しているいわゆる他町地主も早くから形成された。すなわち、そこで「宅地の外に地を買得て家宅を造り月收（屋賃）を定めて小民に貸之者」としての家主が市中には二〇、一七人いたという。この家主は家守、大屋とも呼称され「地主の地面を支配し地代店賃を店子より集めて地主に収め公用町用を勤め自身番所に出で達常を守る職」であった。⁽²⁾

このような地主の代理人としての家主制は、場合によつては居付地主も採用しており、江戸の町政と直に密着した職制でもあつた。彼らは地主から給料を得て、宅地家作の管理ばかりでなく、店子に対する支配監督をも代行していた。そこには『大屋が店子といえど子も同然』とする凝制的な親子関係が形成される情況もありえたのである。

また、江戸市中においても村方と同様に町方の五人組制が施かれていたが、その構成員は主としてこの家主層である。地主の義務を代行する家主の町政への参加は、實際には主にこの五人組を通じて行われた。その職務は町内訴願の加判、檢使見分の立合い、道路補修、火之番、夜廻り等々町内の治安維持に関するものが多く、一般には月毎の輪番制になつていた。

そして、家主には地主からの給料の他に種々の役得があつた。店子の転宅の際には樽代と称する酒代が贈られ、また、借屋などの人糞を屎代として汲取仲間へ売払う権利をもち、相当の収益を得ていた。その他、五節句には店子からその居宅に応じて節句錢と称する祝錢を得たという。⁽³⁾

このように種々の収入が見込まれる家主は、やはり一種の株として売買の対象となつた。株価も年々高騰したらしく、株金は二〇〇三〇両、場合によつては一〇〇両と二〇〇両にもなつたといふ。そして、およそ一〇〇両株ならば、その収入は地主からの年給二〇両、余得分が一〇両のほか、糞代による収入が三〇と四〇両にも及んだという。

次に、家主の支配監督をうける地借人とは、他人所有の土地を

借りて自分の居宅や蔵を所有する者である。また、土地と住んでいる居宅も他人所有になつてゐるものも借りるのを店借人と称した。兩者はいずれも店子と呼称され、町入費等の負担義務がない代りに、公的にも町人としての資格をもつていらない。

以上のような居住形態についての性質をみると、富裕な有力商人が主となる上納者たちの多くは家持層を形成するものと予想することができる。しかし、當時の江戸の土地所有は、家主制に象徴されるように、今日とは異質である。それゆえに地借、店借についても、相対的に経済的な低さを暗示するにしても、絶対的な貧民層とする確固とした理由はない。

とくに地借と店借には、表通りに面した表地借あるいは表店借があり、通りの内側にある裏地借、裏店借とは明らかに性質を異にする。裏店借はいわゆる長屋住いを形成するが多く、都市下層民の集住するところとなつた。それも地域的な差異はあるが、江戸の中核をなす商業地ではおそらく何らかの形で表店を形成する店舗へ寄生的に依存する細民層が居住したものと思われる⁽⁴⁾。

一方、たとえ地借、店借であつても、表通りに面している屋敷、とくに角屋敷のような土地柄は、貸店舗などとして有利な商業活動を十分に営みうる場所柄であった。すなわち、各商人にみる商業上の動機と形態によつては、店借であつても富裕な商人による営業は十分に在りえたと思われる。

さて、右のような居住形態の記載を欠く『上納帳』を補うものとして『名前帳』を併用、兩者の照合作業によつて得た結果が別

別表(3) 嘉永七年「用金上納帳」にみる上納者の居住形態(カッコ内は%)

区域 形態	家主	家持	地借	店借	五人組持		不明 その他	合計	他所住		
					地借	店借					
曲輪 ①	2	61 (26.2)	149 (64.2)	4	11	0	不=5	232	勢州25, 京都20, 江州8, 大坂5, 相州・紀州各2 三州・摂州・駿州・阿州・尾州・野州・府内各1	69	
	0	16 (34.0)	23 (48.9)	4	0	0	不=4	47	江州3, 京都1	4	
	2	27 (48.2)	19 (33.9)	1	0	0	不=7	56	江州3, 信州・武州各1	5	
	2	25 (32.4)	46 (59.7)	3	1	0		77	江州7, 京都5, 紀州2, 勢州3, 大坂2 遠州・阿州・南都各1	22	
	1	12 (34.2)	16 (45.7)	2	0	0	不=4	35	京都3, 阿州・江州・府内各1	6	
	1	24 (48.9)	24 (48.9)	0	0	0		49	摂州・阿州各3, 勢州・尾州・相州・紀州各1	11	
	1	16 (41.0)	20 (51.2)	0	2	0		39	摂州4, 勢州2, 阿州・武州各1	8	
	0	5 (33.3)	6 (40.0)	3	0	0	不=1	15	江州1	1	
曲輪小計 地域	9	186 (33.8)	303 (55.0)	17	14	0	21	550 (60.9)		126 (22.9)	
芝	2	20	11	3	0	0	不=1 同居=1	38	京都2, 江州1	3	
三田	0	2	4	1	0	0		7	紀州1	1	
飯倉	0	6	2	0	0	0		8	勢州1	1	
麻布	1	2	2	0	0	0		5	府内1	1	
桜田	0	7	2	0	0	0		9	勢州2	2	
赤坂	1	3	2	2	0	0		8			
青山	0	1	2	0	0	0		3			

浅草	5	39	8	12	1	1	不=20 同居=3	89	
下谷	0	8	7	1	1	0	不=2 不=2	19	尾州1
中谷	0	2	0	0	0	0		2	
本所	0	10	16	1	0	0	不=1 不=10	28	阿州1, 野州1, 府内1
深川	0	26	12	1	3	1		53	勢州・江州各3, 阿州2, 紀州・武州・府内各1
外神田	0	7	4	1	0	0	地守=1 不=4	17	
牛込	0	2	1	0	0	0	不=2 不=2	5	
四谷	2	9	2	1	0	0		16	
市ヶ谷	2	4	0	1	1	0	不=1 不=1	9	
駒込	1	0	0	0	0	0		2	
巣鴨	1	1	0	0	0	0		2	
湯島	0	1	4	1	0	0	不=2 不=3	8	京都1
本郷	2	3	3	1	0	0		12	勢州1
小石川	0	1	1	0	0	0		2	
小日向	2	6	1	0	0	1		10	
合計	28 (3.1)	346 (38.3)	387 (42.9)	43 (4.7)	20 (2.2)	3 (0.3)	75 (8.3)	902 (71.1)	151 (16.7)

表(3)によると、先づ、この種の資本や地主階級形態の記載をみると『十穀株帳』『東京中央各種問屋組合仲買人書上帳』에서도、前編

が、その根拠は今のところ判然としない。そのためこれらを利用として居住形態の変化を追跡するには現段階では疑問が残る。

さて、彼ら上納者たちが「身柄相應」の町人であることを考慮すれば、別表からも自分の土地に家屋敷や蔵を所有する家持層の多いことは首肯できよう。彼らは江戸町人を代表する商人として公的な権利と義務を保有しているゆえに、商業活動のうえでも安定した営業が可能であったと思われる。

しかし、別表によると、曲輪地域には家持層が決して多くない。主要な曲輪地域①～⑦の家持率は三五%である。とくに繁華な商業地を形成している曲輪①及び曲輪④の区域は、二六%および三二%と他に比しても家持層が少ない。むしろ区域的には曲輪地域から離れた芝、浅草、深川のように商業的に何らかの特徴をもつ区域の方が相対的に家持層の割合が高いことがわかる。

また、これを江戸市中全体からみると、地借層が家持層よりやや多い程度で、家主層および店借層は史料の性質を考慮に入れてやきわめて少數である。そして、曲輪地域ではハツキリと地借層の多いことが判明する。

その割合はこの地域全体で五七%にも達している。とくに曲輪①の区域では六五%にも達しており、それに続く曲輪④も六〇%と先の家持層と比して相対的に高率を示している。すなわち、江戸の中心的な商業地を形成する曲輪地域では、土地も家屋も自分所有である家持よりも、他人所有である土地を借りて、そこに自分の店舗や倉庫を構える地借の商人たちの居住が主体になつてゐたといえよう。

右のように地借層が主体となる江戸の商業地の特徴は、そのまま商業地の内部構造を暗示するものであり、とくに土地所有及びその利用についての特色を語るものである。そして地借層が多いという事実は、別に他所地主がかなり存在していたことを示唆している。

すなわち、草創期の由緒ある特權的な江戸町人への拝領町屋敷を別にして、幕末期の市中における都市的な土地所有とその有効利用についてはすでにかなり地主的な経営が進行、実現していたと思われる。ここにみる上納者たちは、いやしくも幕府によって「身柄相應」の町人として期待された商人たちであり、経済的にも富裕な有力商人層である。それにも拘らず、この中心的な商業地である曲輪地域では自分の土地を所有できず、他人所有の土地を借りて店舗や蔵等を所有するのがせいぜいであった。そこには買収しようにもしえない程に土地所有の固定化が進行しており、必然的に地価の高騰がみられた。大都市・江戸ではこの当時すでに「土一升に金一升」の時代が到来していたのである。

また、地主には居付・拝領・拝借の三種があり、居付地主に対するものとしては他町地主があつた。ただ、江戸市中の土地は本来的には幕府の所有に帰するゆえに、地主は家持あるいは地守と称したのである。しかし、実際には市中の土地もしばしば譲渡転売の対象となつており、幕末期にはそれらを集積して積極的に町方の地主經營につく者さえあつた。例えば、嘉永七年には『江戸自慢持丸地面競⁽⁵⁾』と称する一枚刷の番附もみられ、土地の所有個所を数えあげている。そこでは越後屋八郎左エ門の三六〇ヶ所

（『世事見聞録』によれば一ヶ所は表間口六間、裏行二十間をいう）を筆頭に、六二ヶ所以上の土地所有者四八名が書き上げられてゐる。すなわちこの当時、市中の土地所有がすでに持丸^リ金持ちの目安になつてゐた事が理解される。

これら土地所有者たちは、市中でも有数な富裕の商人たちであり、上納者ともかなりの部分で一致する。すなわちそこでは江戸市中の土地、とくに曲輪地域のように中心街をなす商業地の土地所有が、富裕な商人層にとって、さらに一層有利な商業活動を営み、また社会的地位の確保を目標とするものとして、それ自体が十分に資本投資の対象となりうるものであつた。

そして、『世事見聞録』ではこのような現象について「今地面を持し町人等聊の失費も出さず、身も労せず、莫大の地代、店賃を取る事也」として「江戸中に地面沢山持たるは、大概二百ヶ所持たるが司と見えたり。是武士の五千石、一万石、乃至五、六万石の分限に當る程の金高を無役、無年貢にして、手も濡さずとするなり」と評されている。このように、より多くの土地収積を日論む商人たちの行為は、自らの蓄積した商業資本の拡大の必然的な結果であった。と同時に、それは地代・店賃からの収益はもとより、そこにはむしろ商業資本の安定確保、経営危機の拡散を条件づけるものとしての土地所有がすでにかなり積極的に意味づけられてゐたと思われる。

このような江戸市中の土地所有への参画は、ただ江戸の富裕な商人層のみではなく、幕末期には江戸周辺に住む関東農村の富裕な農民層にも見出せる傾向であった。⁽⁶⁾ そこではすでに年貢徴収に

収斂される小作料の確保もままならぬ農村の経営情況の悪化に比して、江戸市中の土地所有とその有効利用の方が経営的にもある程度の安定した利殖を保障するものとなりつつあつたと言えよう。

曲輪地域に顯著にみられる地借層の居住は、明らかに限られた有力商人による土地の占有化、地主化がすでにかなり進行していひつつの証と思われる。そのことはまた曲輪地域の土地柄が江戸市中でもっとも繁華な商業地としての評価をうけ、利殖に十分たえうる經濟的価値を備えていたことを示す。

ちなみに、江戸市中の土地評価は、いわば今日の土地公定価格ともいうべき沽券高によって決められていた。各屋敷ごとの沽券絵図などにみる江戸の沽券高は、基本的に間口×奥行二十間の面積についての土地評価であり、實際の売買にはこの金額を上廻つたことは言うまでもない。現在に伝存する江戸の沽券絵図はごく限られており、従つて沽券高の判明する場所も限定される。先学の調査によつて判明している沽券高のうち、曲輪地域に属する町々の沽券高を一間単位で表わした小間高は別表(4)の通りである。

表通りや堀割に面しているか、角屋敷か中屋敷か等々、その屋敷地の位置、土地柄によつて、小間高には六〇両余から六六〇両までの格差がみられ、しかも全般的にかなり高額である。年代による格差もあるが、延享期の沽券図以降、幕末期に至るまで沽券高にあまり大きな変化はみられないという。それだけにすでに市中の中心街をなす商業地の土地の価格はかなり高騰していたと思われる。

別表(4) 江戸商業地のおもな小間高

区域	町名	屋敷位置	小間高	年代
曲輪内①	室町二丁目	西南より⑤	300両	明和4年(1767)
	" "	西北角	400	"
	" 三丁目	西南角	417	"
	駿河町	南木戸際	160	"
	"	北木戸際	180	"
	"	南西より④	100	享保12年(1727)
	"	北西より②	237	寛延3年(1750)
	本町一丁目	北西より④	174	延宝4年(1680)
	" "	北西より⑤	300	正徳4年(1714)
	" "	北西より⑥	333	正徳5年(1715)
	" 三丁目	南東より③	300	明和4年(1767)
	本石町一丁目	北・東より③	73	天知3年(1683)
	" "	北・東より④	133	享保8年(1718)
	" 三丁目	南東角	230	明和4年(1767)
	本銀町二丁目	南東角	208	"
	" 三丁目	南東横町	130	"
	" 三丁目	東横町角	150	"
	" 三丁目	東西横町	130	"
	本小田原町二丁目	西北・東角	164	"
曲輪内②	大伝馬町一丁目	南北・西角	440	"
	本船町一丁目	南北より⑧	232	"
	小船町二丁目	西北より②	667	"
	小舟町二丁目	南北より④	240	"
	大伝馬塩町	東角	147	"
曲輪内③	伊勢町	北・東より④	208	"
	高砂町	南・東角	100	"
	横山町二丁目	角～中	150～80	明和4年(1767)
	神田堅大工町	西北角	111	明和4年(1767)
	神田連雀町	東北より④	84	"
曲輪内④	神田三河町四丁目	東南より⑤	86	"
	通一丁目	東南より④	140	享保8年(1723)
	"	西南より③	400	天明2年(1782)
	通二丁目	西南より③	230	明和4年(1767)
	本材木町四丁目	北角	150	"
	南伝馬町二丁目	東・北角	251	"

区域	町名	屋敷位置	小間高	年代
曲輪内④	五郎兵エ町	北・西角より②	200	明和4年(1767)
	南横町一丁目	河岸西角	172	明和4年(1767)
曲輪内⑤	新両替町二丁目	東・北角	270	延享元年(1744)
	“三丁目	東北より⑤	140	“
	尾張町二丁目	東北より⑥	153(120)	明和4年(1767)
	“	西南より⑥	200	“
	木挽町六丁目	北角より③	170	宝永7年(1710)
曲輪内⑥	南茅場町	表通・東角	260	宝暦元年(1751)
	本八丁堀③	東角より②	80	延享元年(1744)
	南飯田町	北角	97(60)	文政10年(1827)
	上柳原町	北角より③	63.6(60)	天保10年(1839)
	南本郷町	北角より②	60.9(50)	嘉永2年(1849)
曲輪内⑦	靈岸島長崎町②	西・南より⑤	31	明和4年(1767)
	北新堀町	西より④	160	“

(注) 玉井哲雄『江戸町人地に関する研究』より作成(近世風俗研究会)

右のような情況からも、曲輪地域内の商業地は、はやくから有力商人による土地所有の寡占化が進んでいたと予想される。それゆえ、たとえ「身柄相應」の一宗に経済力をもつ商人であってさえも、この格式も高い土地柄に家持として新たに進出することは決して容易ではなかつたのである。そこに必然的に地借層を主体とする商業地の形成が一般化したといえよう。

次に、別表をみると家持や地借に比して、その他の居住形態をとる上納者の数はきわめて少ない。家主＝家守の存在は、先にみた長屋の支配管理者としての性質上、商業地よりもむしろ住宅地との関連が深い。また、数少ない店借層も「身柄相應」の上納者を考慮すれば首肯できる現象であり、ここでみる数少ない店借はおそらく表店借に属する者と推測される。

その他、家持あるいは家主によって構成される五人組持の地借、店借の存在は、都市居住民の移動の激しさを語るものである。何かと経済的な浮沈も激しい都市生活においては、この種の居住形態をとる者は、地域的あるいは業種によって、潜在的にかなり多かつたのではないか。

さうに居住形態に関連しては、少數であるが、他国居住でありますながら、江戸の問屋株を所有している者の存在が注目される。この場合、問屋株を所有している株主本人は、表記してある現住所に居住しておらず、他国に住む例である。例外的に本人が江戸市中の他町に住む者も数例みられる。⁽⁶⁾

「店預り人」あるいは「店支配人」と称する代理人を設けて営業する他国居住の株主にとって、江戸店はあくまで支店であり、

本店は出身地の自國にあつた。業種や営業品目にもよるが、江戸店はいわば店前売を主とする販売店、出店としての性格をもつ。そして、本家¹・本店はむしろ商品や原料を仕入れる仕入店としての性格をもつ場合が多い。そのうえ本店はつねに出店の經營状態を監査督励する立場にあり、トータルな商業活動の差配の多くはむしろ他国の本店にあつた。

周知のように、幕藩体制下の商品流通においては、京阪、畿内が經濟的優位を占めていた。しかし、元禄期を境にして、消費都市としての江戸が注目され、相俟つて登場してきた新興商人層の商業仕法は、人口の集住する大都市を基盤にして営業形態の質的な転換をもたらした。

すなわち、それまでの見世物商や屋敷賣など商人自らが得意先へ出向く販賣法に替つて、顧客の方が店舗へ出向いて、山積陳列された商品を選び買う店前売の出現は、きわめて都市的な商法と言つてよい。とくに「現金安売無掛値」による薄利多売を基本とする商法は、店前売の営業形態とともに、商業地としての立地条件及び店舗の規模それ自体に一定の間口奥行を必要とした。それゆえに、有力な新興商人たちは、競つて江戸店の出店をめざし、そのうちでもいわば日本一の商業地を形成する日本橋を中心とする曲輪²①の区域への開店を終生の理想としたのである。

別表(3)の「他所住」の欄にあたる者が、他国に居住しながら江戸の問屋株をもつ商人である。彼らは地元で經濟的素地を築き、そこを基盤にして江戸出店に成功した者たちであろう。その多くは憧憬の商業地をめざし、曲輪地域への進出を企てた。

その中でも曲輪¹、曲輪⁴への進出が顕著である。いずれも伊勢、京都、近江などの出身者が多く曲輪¹では伊勢二五名、京都二十名、近江八名、大阪五名、曲輪⁴では近江七名、京都五名、伊勢三名を数える。彼らは後述のように、業種的にも呉服、木綿、小間物、綿等々に關係する業種に携わる者が多く、地元は仕入店としての役割をもつたと思われる。そして、この場合も居住形態は、家持よりも地借の方が四〇%程多く、おそらく表店借とみられる店借も四名あつた。

このように居住形態に関連してみる江戸商人の存在形態は、時代を邁行すればさらに他国出身者の数が多い傾向を示す。しかし、ひとたび江戸出店が実現し、そこで商業活動が長期化、安定化することによって、営業活動全体が漸次的に江戸店を中心にならざるようになつた。そして、彼らはここに至つて「身柄相應」なる江戸町人として認知され、幕府から上納者として期待されるまでに成長したのである。

註

(1) 前者は東京大学経済学部図書館・白木屋文書のうち、後者は早稲田大学図書館蔵・大隈文書のうちにあるが、小論では照合作業の便宜上、三井文庫蔵「江戸商人名前カード」を利用した。

(2) 「守貞漫稿」 ここでは魚住書店刊『類聚近世風俗志』を利用。七四頁。

(3) 右同掲書。

(4) 松本四郎『日本近世都市論』、「江戸市中の住民構成」(三井

(5) 三井文庫蔵。なお『番附集成(上)』(柏書房刊)にも収録されている。

(6) その事例として、渡辺尚志「近世後期関東農村における豪農層の江戸進出」(『千葉史学』創刊号)及び井上定幸「西上州一方商人の江戸貸長屋経営」(『群馬県史研究』第十一号)をあげておきたい。

(7) 他国から江戸へ進出した商人たちは、屋号に自分の出身地名を冠することが多い。次の表は『三井文庫論叢』第六号所収「江戸商人名前一覧」から主な国別、および業種別屋号を集計したものである。

「江戸商人名前一覧」にみる屋号							
屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋
黒賀	村濃	升	米	紙	木	炭	油
大加	松中	美					
601	381	254	236	236	197	196	182
376	356	236	197	196	182	182	177
152	148	146	139	134	113	89	61
146	146	139	134	134	59	56	55
148	148	146	139	134	49	39	24

二、業種に関連して

別表(5)は上納者の居住が量的にもある程度多く、従つて必然的に業種の判明者の多い曲輪地域の各区域と浅草、本所、深川、芝の各区域について、業種、上納金額、居住形態の相関をみたものである。以下この表を中心分折を進めてみたい。

この別表では一人の上納者が数種の業種を兼業している場合でもそれらを数えあげて作成している。兼業については、富裕な有力商人であればある程度兼業している可能性があり、かなり手広

嘉永七年「用金上納帳」にみる江戸の商業地

者の特徴は、先の居住形態とともに、彼らの業種についてである。農業を専一とする農村に対し、職人や商人の多種多様に混在するのが都市の特徴である。近世都市として発足した江戸も、すでに幕末期に至って、その傾向を著しくしている。『名前帳』では七二種の業種について株仲間を結成している事実があり、社会的分業の進化はすでに近代都市への萌芽を育んでいたといえよう。先述したように、上納者たちは市中各町々に散在しているが、その多くは曲輪地域に居住していた。そして彼らは特定の株仲間、業種に限定されることなく、各種の業種にわたって分布する富裕な商人層を形成している。

そこで次に、これら上納者たちがいかなる業種に就いて商業活動を営んでいたかを江戸市中の地域的な特性との関わりでみておきたい。『名前帳』との照合によって確認された業種判明の上納者は、先の居住形態と同様に曲輪地域を中心とした町人地に居住していた。また、区域そのものの地理的な特徴や生活環境が、そのまま特定の業種に携わる商人との結びつきを示す場合もみられた。

屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋
勢	後河州	江州坂泉	和模州前	總州張	藏		
伊	越三	(三万近江	(大和(泉	(大相(相(越	上遠尾	丸	武

『上納帳』を『名前帳』と照合することによって判明する上納

別表(6) 両替商からみたおもな兼業

	両替店総数 (記載数)	兼業数 (率)	
嘉永七年 (一八五四)	759 (679)		
安政四年 (一八五七)	658 (593)	530 (78.0)	酒
	485 (81.7)	165 (31.1)	質
	144 (29.6)	153 (28.8)	油
	142 (29.2)	65 (12.2)	ろく
	68 (14.0)	14 (2.6)	茶
	10 (2.0)	13 (2.4)	砂糖
	7 (1.4)	8 (1.5)	紙
	64 (13.1)	46 (8.6)	小間物
	9 (1.8)	10 (1.8)	

い商業活動を営んでいたと思われる。兼業形態はまず関連する類似の業種を兼ねることが多い傾向にある。また、業種によっては兼業率の高いものもみられる。

この種の名鑑類、名前帳類のなかで、兼業の有無をハッキリとその業種に至るまで明記している史料はきわめて少ない。管見では今のことろ嘉永七年版及びその改訂版と目される安政四年版の『両替地名録』の一冊のみである。⁽¹⁾

別表(6)はこの二冊の『地名録』にみられる兼業の実態をいわば両替商の側から明らかにしたものである。もともと兼業の記載を欠く番組を除いて、両替商の兼業率は嘉永版では七八%、安政版では八二%ときわめて高い。それを業種別みると、酒屋、質屋との兼業が群をぬいており、続いて油、紙、ろうそく、茶、小間物、砂糖の順となり、比較的日用品を扱う業種が多いことに気付く。

いわば都市の金融業として、銀行的な性質をも備える両替商(含銭両替)は、当然のことながら一定の資本力を必要とした。質屋との兼業が多いのも同類の業種として十分にありうる形態である。

らう。また、酒屋とは小売商を主としたものと思われ、両替商が江戸市民の日常生活に深く浸透していたことを窺わせる。

幕末期にあって、両替商はますます都市の金融資本としての性格を強め、その特質はかつての大名貸や商人貸付、為替業務のみにとどまらない。彼らは自ら拡大再生産を企るべく、手広く種々の

業務を多角的に営業する方途を選んだ。それは嘉永期よりも安政期の方が兼業率が高い事実からも窺い知れよう。各番組の名面はそのまま地域的な区分と一致しないが、この時期に両替商のみを專業とする者は稀少である。

さらに、この兼業形態はすでに両替商に限ったことではなく、上納金を納める程の経済力のある富裕な商人にとってみれば、いわば必然的な発展形態として各種の業種への兼業が積極的に進められた。その場合の兼業形態はまず関連する類似の業種を兼ねるのが一般である。すなわち、呉服商は小間物や木綿、糸等々を同時に扱い、米穀問屋は米穀為登、地廻米穀などを兼ることが多く、まず類似の業種へ発展していく傾向にある。

また、これら富裕な商人層の兼業の場合には、一種に限らず、二種、三種と兼ねることも稀れではなく、六・七業種を兼ねる営業もあった。とくに嘉永期の諸問屋再興の機運は、在方株を含め、問屋株は広範に認められ、その入手は相対的に容易になっていたといえる。それゆえに上納者の多くは何らかの兼業を志向していたのである。

このような富裕な有力商人のさらに一層の経営規模の拡大は、明らかに資本の拡大を狙つたものである。彼らは着実に各業種への拡張多角化を進め、関連する業種との一体化によって、一層の利潤獲得を成し遂げ、資本の蓄積を企つた。同時に、このような兼業志向は、単に資本の拡大を狙うだけでなく、各業務についての経営の安定化、すなわち経営危機の分散を企るひとつの方策でもあつたと思われる。

天保改革の株仲間解散令から嘉永期の諸問屋再興に至る都市商人をとりまく経済環境は、打続く飢饉凶作とともに恒常的な物価高と相まって、つねに経営危機に瀕する状態にあつた。また、諸外国の沿岸への頻繁な渡来も都市商人を一層不安に陥れたことは言うまでもない。

このような経済情況にあって、兼業による多角経営は、いわば一種の資本分散により代々引継れてきた家産の維持確保を意味した。と同時に、自らの経営危機を開拓する有効な方策でもあつた。そこには拾頭してきた新興商人＝都市商人層のしたたかさがうかがえ、さらに近代的な資本蓄積への萌芽をもみてとれる。

江戸の商業地の中でも中核をなす曲輪①の区域は、「御府内備考」にも「此辺おしなべて下町と云」とあり、「元豊島郡の洲崎なりしを、慶長頃より築立て町地に割渡されし」土地柄として、はやくから城下町としての町人地であった。そして、その特徴は幕末期に至るまで形態こそ拡大したものの本質的には大きく変わっていない。

そして、江戸市中の人口はその半数が武士層で占められていたという。生産行為に直接に携わることのない、いわば消費身分としての武士層を多数かかえている江戸は、当初から明らかに消費都市としての性質を強めた。その点、武士層は町人たちにとって上得意な顧客層でもあつた。それゆえ、武士層に従う町人たちの形成は、そのままこの国の都市の形成を特徴づけている。そして武士層のみならず、消費階層の一般民衆への拡大は、商人たちの利潤追求と相俟つて、都市の商業活動を一層活性化させることになつた。

しかし、草創期から中核的な江戸の商業地である曲輪①は、加工された完成品を売捌く、もともと消費的な業種が集住する地域となつた。そこは明らかに武士層の贅沢奢侈な生活の需要に応じるべく形成された供給地としての性質を保持してきたのである。

それゆえに別表の曲輪①でもっとも多い業種は小間物問屋である。かつては高麗物屋とも称し、舶來高級品を販き、さらに諸玩物類、紙入煙草入等の袋物類、煙管、髪飾、櫛等の装身具を扱つた。そしてこの種の小間物類の需要は、江戸中期以降、すでに武士層に限らず、江戸町人の都会的に洗練された趣味嗜好とも結びつき、多種多様な品目を扱う業種としての発展をみた。

しかし、人数では一位にある小間物屋であつても、これを上納金額からみると、人数では二位にある呉服問屋の方が上位にある。両者の上納金額の差は一〇、〇〇〇両以上にのぼる。すなわち、取扱う商品の性質からも、おもに絹織物を扱う呉服類は一般に高価でもあり、また呉服類が主とすれば、小間物類はあくまで

もそれに従する関係にある。その点からも小間物屋は、呉服問屋に寄生的に集住するのが何かと有利であつたと思われる。

その傾向はこの区域に木綿、白子木綿、糸、繰綿などの商品を扱う問屋が比較的多いことからも推測できる。また、これらの業種間での兼業も多くみられる。とくに太物木綿を扱う木綿問屋は、この区域の大伝馬町に集住しており、寛永二年（一六二五）にはすでに四人の問屋商人が認められていた。その後、いち時は七〇人余に増加がみられ、嘉永四年には二〇人余に減少している。⁽²⁾

はやくから呉服問屋の散在した本町周辺に比して、大伝馬町には木綿問屋が集住するところとなつた。そして、木綿問屋の上納金は、平均でみるとかなり高い。ちなみに『守貞漫稿』には「南北两侧ともに同業のみ唯北側に伊世屋源七と云砂糖店一戸あるのみ、当町の木綿問屋は俗に男世帯と云ものにて毎戸婦女一人も無し之多くは伊勢国より出店也各巨戸也」と大伝馬町の景観を伝え、伊勢出身者の多いことを伝えている。⁽³⁾

また、旧時に鳴沢某なる人物が古着店を開いたという伝承をもつ富沢町は、その後古着商の集住するところなり、元禄十四年に名主彦左エ門が古着惣代となり、自宅に会所が設けられた。このように呉服や小間物類に関連した業種の集住するのが、この曲輪①の区域的なひとつ特徴として指摘できる。

さらにこの区域でも中心をなす本町一町目には、江戸の町年寄の一人、館市右エ門（奈良屋）が住み、金座、貨幣の鋳造で知られる後藤庄三郎の役宅があつた。二町目にはやはり町年寄で耕座

を兼ねた樽屋藤右エ門が居住、三町目にはもう一人の町年寄、喜多村彦右エ門が住んでおり、文字通り商業地、町人地の中心を形成した。とくに本町三町目には薬種業を営む者が多く、その半数は砂糖売買をも兼ね、さらに絵具染草問屋を兼ねる者もあつた。薬種業には本町組と大伝馬町組と二組あり、文化六年の十組問屋の結成時には、それぞれ二六人、一二五人によつて組織されていた。しかし、大坂の道修町に匹敵するのはその由緒からも本町組であろう。

また、この『土納帳』からは、曲輪地域内だけで三五人の薬種業をみとめうるが、曲輪①二三人の上納金四、八七〇両は意外に少額である。なお、曲輪④の五人による三、五七〇両は多額であるが、通四丁目の大文字屋正六が一人で三〇〇〇両を上納している。大文字屋は他に真綿問屋なども兼業する近江在住の商人であった。

このように江戸の商業地は、開府当初から幕府との何らかの因縁をもつて、一定の町割を付与され、そこを中心同業者たちが集住する形態をとつた。いわば中世からの伝統的な城下町としての町割支配を踏襲しながら、さらに地理的条件と商業活動における経済条件とが符合することによつて、江戸の商業地としてより繁華な地域を形成していたのである。その傾向は先述したように、幕末期に至つても大きな変質をみない。それは地域と商業との連関を見るひとつの不可欠な視角となつてゐる。

このように開府当初から江戸の商業地としていわば一等地である曲輪①の区域は、地理的にも人為的にもはやくから商業活動の

活性化に有利な条件を備えていたのである。すなわち、慶長七年の架設になる日本橋を核とするこの区域には、外濠に結ぶ日本橋川に沿つて河岸地、荷揚地が並び、河川はそのまま主要な『水上の道』をなして、『陸上の道』である東海道と交差している。そこは諸国からの物資が大量に集荷されるだけでなく、関連する多種多様な人間——商人、運送人、役人等々の集中する繁華な地域を形成するところであった。橋や橋の袂は、まさに民衆の『広場』として大勢の人間が屯しており、日本橋川と神田堀内の狭間にあらる商業地としては好適な土地柄であったといえよう。

また、この区域内の小網町周辺には、河岸地や荷揚場が並び、とくに関東八州および奥州からの集荷地としての利用が多く、下り米、地廻米穀、脇店八ヶ所米屋、雑穀為登組等々の米穀問屋の集住がみられ、町筋はそのまま日本橋周辺の繁華な中心街へと連なるべく伸びてきている。

その他、業種との関連で注目されるのは、通油町の下り蠟燭問屋、堀江町及び堀留町の周辺にみる堀留置表荒物、住吉組荒物などの荒物問屋の存在が比較的多くみられる。

次に、曲輪①に限られた現象ではないが、先述したように、商業地に不可欠な業種としての両替商の存在が注目される。別表でみる限り、区域的には曲輪①が二四人ともっとも多く、次で曲輪④、③、⑤そして芝区域の順序で両替商がみられる。その数は商業地の規模とほぼ対応する関係にあるといつてよい。

個々の両替商にみる上納金額は、それほど多額ではない。しかし『上納帳』でみる限り、全体的にも両替商の数がもつとも多く、

一九二名を数え、その金額は四七、三六五両に達している。また、曲輪地域だけをとつてみても一〇一名を数え、その上納金額は三三、〇九〇両に達し、先の呉服問屋に次ぐ高額の上納金を納めている。

すなわち、『上納帳』をみると両替商は巣鴨区域を除いて、江戸の各所に散在してみられる業種であり、とくに商業地には日常不可欠の業種であった。それは明らかに貨幣経済の著しい発展を前提にしてこそ發揮できる両替商の商業的な特性ということができる。

銀行的業務と市中の金融機関としての性質をもつ両替商は、貨幣の両替換金にとどまらず、すでに為替業務を主要にしていた。江戸の有力な問屋筋の商人層にとって、商品の売買、とくに諸国の生産地からの仕入や販売、本家（本店）と出店の間のいわゆる鋸り商、内などにおける多額の貨幣流通に際して、為替取引は、商業活動に不可欠な手段となっていたのである。

そして、『上納帳』に名前を見出すほどの商人であれば、それが本来いかなる業種であっても、その商業活動に隆盛がみられ、漸次ある一定の利潤をあげて發展を遂げると、その多くはのちに自らが両替商を兼業する傾向がみられる。また、その方策は同時に資本の拡大にも有利な転回をみたのである。例えば『世事見聞録』（文化十三年）は右のような事実を次のように伝えていく。

一体御当地（江戸）の商人は多分近江、伊勢・三河国より出しそう多し。其内三河より出たるにはさのみ大分限も出来ざりしが、近江、伊勢より出たるは、悉く身上を捨てて、今近江

屋、伊勢屋といえる質、両替、酒屋の数多くありて、本店出店一家一門連々栄へ行、或は江戸は出店に成し、其身は本国に住居して、手も濡さず年々江戸より大金を取込なり。

このように他国から江戸へ進出した商人たちは、本家＝本店より遠隔的に経営操作され、出店としての役割を果す過程において、その必然として両替商をも兼ねることになった。そこでは貨幣経済を背景にした資本の拡大再生産が着実に進行していたといえよう。また、先の他国出身者においては、江戸に出店をもち、それも曲輪内の中心的な商業地にそれを果した場合、両替商の兼業は、明らかに江戸での営業の長期安定化につながる条件ともなつた。

その他、地域との関連で業種をみた場合に特徴あるのは材木問屋の集住する深川と浅草区域である。浅草寺を中心としたこの区域一帯には、大小の寺社が混在しており、江戸市民の参詣集う『広場』を形成していた。参詣客を相手にした土産物店、各種の見世物や遊戯場等々、そこは江戸市中でもっとも庶民的な歓楽地、娛樂的な界隈となつた。しかし、『上納帳』では、むろんそのような小店は見出せない。そこで御蔵前一帯の町々に集住する札差の存在が注目される。

隅田川の西岸に一番堀から八番堀まで、浅草御米蔵を擁するこの区域は、享保九年（一七二四）に百九名を以て発足した札差たちの集住する所である。とくに天王町、森田町、蔵前片町などがその中心を占め、猿屋町には御廻米納会所に隣接して札差御改政会所があつた。

札差の店舗は蔵宿とも称し、その業務は旗本御家人の代理として、幕府の米蔵から切米を受取り、またそれを売捌き、その手数料を徴することを役割とした。しかし、旗本御家人の財政窮乏にともない、実際には彼らの年貢米を担保にして、替つて金融貸付するのを主要な業務とするようになつた。そして、彼ら札差はもともと「御蔵前近辺米屋共」として米穀商が主体であったが、後には漸次に金融業的な性格を強くしていったのである。

それゆえに旗本御家人の生活は、彼ら札差次第であつたと云われ、幕末に至るまで札差の経済的役割はきわめて大きい。しかし、別表でみると、札差の上納者は五六名で、その上納金額は全体で二二、二六〇両となり、他の業種と比較してもその額はいかにも少ない。ただ、それには理由がある。先述したように、幕末期の幕府の財政窮乏は、その危機打開のために御用金の徴収をたびたび行ってきた。とくに旗本御家人の財政に深く関わり、一種の金融業者としての性格をもつ札差や両替商の存在は大きく、幕府財政も彼らに依存せざるを得なかつた現実がある。天保七年（一八三六）十二月には、これら札差町人を対象とした御用金の申渡があり、続いて天保九年三月にも西丸炎上に際して、その再建費用の一部を捻出するべく御用金の上納があつた。

このように札差たちは、すでにたびたび御用金の醸出を実行しており、その負担額はかなりに達していた。それゆえに『上納帳』での醸出額は比較的少額になつたものと思われる。

その他の区域について、業種と関連した著しい特徴は史料的な限定もあつて見出せない。しかし、甲州道や中仙道、奥州道など

の江戸の近郊農村を経て、甲州、信州、奥州の各地につながる地域には、炭薪仲買や板材木、春米問屋そして米穀問屋が散見できる。いずれも江戸市民の日常的な消費生活に不可欠な必需品であり、四谷や外神田などの区域は、いわば江戸の消費物資の台所口としての性格をもつており、そこにも江戸の地域と商業の一端が窺えよう。

さらに、業種との関連で考慮されるべき点は、先の居住形態との関係である。営業形態あるいは販売する品目などによって、その業種に携わる商人の居住形態は一定に規定されるはずである。

しかし、この『上納帳』を中心とした整理の限りでは、その傾向は明確にしえなかつた。むろん、先述の通り、ほとんどの業種において地借層が多く、家持層をうわまわる。ただ、金融機関的な性質を備えもつ両替商と札差の二業種には、ハッキリと家持層の多い傾向がみられる。とくに曲輪地域における両替商は、家持と地借がほぼ同数を占めていた。

浅草蔵前に並ぶ札差たちの居宅は「各々巨戸也」(『守貞漫稿』)であったという。すでに金融業を専らとする両替商とともに、札差たちは上納者たちの中でもとくに富裕な商人たちであつた。そして、彼らの経済的な安定と発展の背後には、何よりも貨幣を資本として駆使することのできる貨幣経済の進行が前提となる。さらに、たびかさなる幕府の上納金の申渡もまたその事実を前提とななければならず、それ自体幕藩体制における矛盾に他ならなかつたといえよう。

以上、嘉永七年の『用金上納帳』を利用して、幕末期の江戸商人、とくに史料上の制約から、問屋商人の中でも富裕な有力商人層の存在形態をその居住および業種との関連において素描してみた。この小論では今のところ居住形態と業種を中心に上納者である有力商人層の市中における分布をみるとどまつた。

しかし、今後この共同研究の進展とともに、さらに多数の名前帳や名鑑類を収集、整理していくことによって、種々の業種にわたり、しかも一定の時間的幅をもって、さまざまに情報が得られることと思う。例えば、さらに株の譲渡や相続に関連して、あるいは転宅による移動等々。より多くの情報を大量に収集し、機械的整理、分析を加えることによって、江戸市中全域にわたる江戸商人の存在形態についての実態調査が、今後より精度を高めて報告できることと思う。

註

- (1) 両版とも三井文庫蔵。
- (2) 紺野浦一『大伝馬町』所収「仕入帳」のうち「町内記録写」。
- (3) 『守貞漫稿』II類聚近世風俗志九四頁。
- (4) 寺門静軒『江戸繁昌記』(東洋文庫版)「富沢坊ノ旧着市」及び『正宝事録』九七九。
- (5) 武陽隱士『世事見聞録』(文化十三年)。